

公告

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）に基づき下記のとおり公告します。

2026年6月24日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役 理事

記

1. 公告件名：パキスタン国大学発スタートアップ・エコシステム促進にかかると情報収集・確認調査（一般競争入札（総合評価落札方式 - ランプサム型））
2. 競争に付する事項：入札説明書第1章1. のとおり
3. 競争参加資格：入札説明書第1章3. のとおり
4. 契約条項：「調査業務用」契約約款及び契約書様式を参照
5. 技術提案書及び入札書等の提出：
入札説明書第1章2. 及び6. のとおり
6. 開札日時及び場所：
入札説明書第1章9. のとおり
7. その他：入札説明書のとおり

入札説明書

【一般競争入札（総合評価落札方式 - ランプサム型）】

業務名称：パキスタン国大学発スタートアップ・エコシステム促進にかか
る情報収集・確認調査（一般競争入札（総合評価落札方式 - ランプサム型））

調達管理番号：26a00331

【内容構成】

- 第1章 入札の手続き
- 第2章 特記仕様書
- 第3章 技術提案書作成要領

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下、JICA という）」が、民間コンサルタント等を実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出する技術提案書に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する入札書に記載された入札金額に基づいた価格評価点との総合点により落札者を決定することにより、JICA にとって最も有利な契約相手方を選定する入札方式を採用します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係る技術提案書及び入札書の提出を求めます。

2026年6月24日

独立行政法人国際協力機構

国際協力調達部

第1章 入札の手続き

1. 競争に付する事項

(1) 業務名称：パキスタン国大学発スタートアップ・エコシステム促進にかかる情報収集・確認調査（一般競争入札（総合評価落札方式 - ランプサム型））

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書」のとおり

(3) 適用される契約約款：

「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、契約書では消費税を加算します。（全費目課税）¹

(4) 契約履行期間（予定）：2026年8月から2027年2月

先方政府側の都合等により、本入札説明書に記載の業務スケジュール等を変更する必要が生じる場合には、必要な調整を行います。

(5) ランプサム（一括確定額請負）型契約

本件について、業務従事実績に基づく報酬確定方式ではなく、当該業務に対する成果品完成に対して確定額の支払を行うランプサム（一括確定額請負）型にて行います。

2. 担当部署・日程等

(1) 選定手続き窓口

国際協力調達部 契約推進第一課/第二課

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

(2) 事業実施担当部

南アジア部 南アジア第二課

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	日程
1	資料ダウンロード期限	2026年6月30日 まで
2	入札説明書に対する質問	2026年7月1日 12時まで

¹ 電子入札対象案件では、電子入札システムに入力する金額は税抜きとなりますが、消費税課税取引ですので、最終見積書及び契約書は消費税を加算して作成してください。

3	質問への回答	2026年7月6日まで
4	入札書（電子入札システムへ送信）、別見積書・技術提案書の提出日	2026年7月10日 12時まで
5	技術提案書の審査結果の連絡	入札執行の日時の2営業日前まで
6	入札執行の日時（入札会）	2026年7月24日10時30分
7	技術評価説明の申込日（落札者を除く）	入札会の日の翌日から起算して7営業日まで （申込先： https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM ） ※2023年7月公示から変更となりました。

3. 競争参加資格

（1）各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版を参照してください。

（URL：<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>）

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

（2）利益相反の排除

特定の排除者はありません。

（3）共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の2）に規定する競争参加資格要件のうち、1）全省庁統一資格、及び2）日本登記法人は求めません（契約締結までに、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、技術提案書に添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表印または社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

4. 資料の配付

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」に示される手順に則り各自ダウンロードしてください。

https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf

提供資料：

- ・第3章 技術提案書作成要領に記載の配付資料

5. 入札説明書に対する質問

(1) 質問提出期限

- 1) 提出期限：上記2.(3) 日程参照
- 2) 提出先：<https://forms.office.com/r/n6GzTwh8sw>

注1) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りして
います。

(2) 質問への回答

- 1) 上記2.(3) 日程の期日までに以下の JICA ウェブサイト上に掲示します。
(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)
- 2) 回答書によって、仕様・数量等が変更されることがありますので、本件競争参加希望者は質問提出の有無にかかわらず回答を必ずご確認ください。入札金額は回答による変更を反映したものとして取り扱います。

(3) 説明書の変更

競争参加予定者からの質問を受けて、又は JICA の判断により、入札説明書の内容を変更する場合があります。変更は、遅くとも入札書提出期限の2営業日前までに JICA ホームページ上に行います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

変更の内容によっては、当該変更内容を提出される入札書に反映するための期間を確保するため、入札書提出期限を延期する場合があります。

6. 入札書・技術提案書の提出

(1) 提出期限：上記2.(3) 日程参照

(2) 提出方法：

国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通じて行います。

(<https://partner.jica.go.jp/>)

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け

国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください

(https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

ただし、入札書は電子入札システムを使用して行います。

1) 技術提案書

① 技術提案書の提出方法は、電子データ（PDF）での提出とします。

② 技術提案書はパスワードを付けずに格納ください。

2) 入札書（入札価格）

① 電子入札システムを使用して、別見積指示の経費の金額を除く金額（消費税は除きます。）を、上記2.（3）日程の提出期限日までに電子入札システムにより送信してください。

② 上記①による競争参加者の入札価格により価格点を算出し、総合点を算出して得られた入札会の結果を別途、全ての競争参加者に通知します。この通知は電子入札システムの機能によらず、契約担当者等から電子メールにより行います。

3) 別見積

別見積書はパスワードを設定した PDF ファイルとして格納してください。ファイル名は「24a00123 ○○株式会社 見積書（または別見積書）」としてください。なお、パスワードは、JICA 国際協力調達部からの連絡を受けてから e-koji@jica.go.jp へ送付願います。

(3) 提出先

国際キャリア総合情報サイト PARTNER (<https://partner.jica.go.jp/>)

(ただし、パスワードを除く)

(4) 提出書類

1) 技術提案書・別見積書

(5) 電子入札システム導入にかかる留意事項

1) 作業の詳細については、電子入札システムポータルサイトをご確認ください。

(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html>)

2) 電子入札システムを利用しない入札は受け付けません。

7. 技術提案書の審査結果の連絡

技術提案書は、JICAにおいて技術審査し、技術提案書を提出した全者に対し、入札会の2営業日前までに、電子メールにて結果を連絡します。期日までに結果が通知されない場合は、上記2. 選定手続き窓口にお問い合わせ下さい。入札会には、技術提案書の審査に合格した者しか参加できません。また、技術提案書が不合格であった競争参加者の入札書（電子データ）は、JICAにて責任をもって削除します。

8. 入札書

- (1) 入札価格の評価は、「第2章 特記仕様書」に規定する業務実施に対する総価（円）（消費税抜き）をもって行います。電子入札システムへの送信額は消費税抜き価格としてください。また、電子入札システムにて自動的に消費税10%が加算されますが、評価は消費税抜きの価格で行います。
- (2) 競争参加者は、一旦提出した入札書を引換、変更又は取消すことが出来ません。
- (3) 競争参加者は、入札説明書に記載されている全ての事項を了承のうえ入札書を提出したものとみなします。
- (4) 入札保証金は免除します。
- (5) 入札（書）の無効

次の各号のいずれに該当する入札は無効とします。

- 1) 競争に参加する資格を有しない者のした入札
- 2) 入札書の提出期限後に到着した入札
- 3) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- 4) 明らかに連合によると認められる入札
- 5) 同一競争参加者による複数の入札
- 6) 条件が付されている入札
- 7) 定額計上を入札金額に含める指示がある場合、入札金額内訳書にて異なる金額が計上された入札
- 8) その他入札に関する条件に違反した入札

9. 入札執行の日時、手順等

- (1) 日時：上記2. (3) 日程参照
- (2) 入札会の手順

- 1) 開札方法：本案件では電子入札システムにて開札を行います。
- 2) 再入札：全ての入札価格が予定価格を超えた場合（以下「不落」という。）には、再入札を実施します。詳細は下記（3）のとおりです。
- 3) 入札途中での辞退：
「不落」の結果に伴い、入札会開催中に再入札を辞退する場合は、再入札の日時までに電子入札システムから辞退届を必ず提出（送信）してください。²

（3）再入札の実施

すべての入札参加者の応札額が機構の定める予定価格を超えた場合（不落）は、再入札を実施します。落札者が決定するまで、再入札は2回まで実施します。

機構にて再入札の日時を決定したうえで、電子入札システムから「再入札実施通知書」が発行されます。本通知書に記載の入札期限までに、所定の方法により電子入札システムへ再入札価格を送信してください。

（4）入札者の失格

入札会において、入札執行者による入札の執行を妨害した者、その他入札執行者の指示に従わなかった者は失格とします。

（5）入札会の終了

3回の入札でも落札者が決まらない場合、入札会を終了します。落札者が決まらずに入札会が終了した場合、競争参加者を対象に、（不落）随意契約の交渉をお願いする場合があります。

10. 落札者の決定方法

（1）評価方式と配点

技術評価と価格評価を加算する総合評価落札方式とします。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、**配点を技術評価点70点、価格評価点30点とします。**

（2）技術評価の方法

「第3章 技術提案書作成要領」の別紙「技術提案書評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点とします。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照して

² この辞退届を送信しないと、辞退扱いになりません。

ください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」

(3) 価格評価

価格評価点は、①最低見積価格の者を100点とします。②それ以外の者の価格は、最低見積価格をそれ以外の者の価格で割り100を乗じます（小数点第三位以下を四捨五入し小数点第二位まで算出）。具体的には以下の算定式により、計算します。

- ① 価格評価点：最低見積価格＝100点
- ② 価格評価点：（最低見積価格／それ以外の者の価格）×100点

ただし、ダンピング対策として、競争参加者が予定価格の80%未満の見積額を提案した場合は、予定価格の80%を見積額とみなして価格点を算出します。

なお、予定価格の80%を下回る見積額が最も安価な見積額だった場合、具体的には以下の算定式により価格点を算出します。

最も安価な見積額：価格評価点＝100点

それ以外の見積額（N）：価格評価点＝（予定価格×0.8/N）×100点

*最も安価ではない見積額でも予定価格の80%未満の場合は、予定価格の80%をNとして計算します。

予定価格を上回る入札金額（応札額）については、失格とします。

(4) 総合評価の方法

技術評価点（加点分を含む）と価格評価点70：30の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分をそれぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

$$(\text{総合評価点}) = (\text{技術評価点}) \times 0.7 + (\text{価格評価点}) \times 0.3$$

(5) 落札者の決定方法

以下のすべての要件を満たしたものを落札者とします。なお、落札となるべき総合評価点の者が2者以上あるときは、技術評価点が最も高いものを落札者とします。さらにこの場合、技術評価点が最も高いものが2者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定します。

- 1) 技術評価点が入札説明書において明示する基準点を下回らないこと
- 2) 入札価格が機構により作成された予定価格の制限の範囲内であること

3) 当該競争参加者の総合評価点が最も高いこと

1 1. 契約書作成及び締結

- (1) 落札者から、入札金額内訳書を提出いただきます。
- (2) 速やかに契約書を作成し締結します。
- (3) 契約書附属書Ⅲ「契約金額内訳書」については、入札金額内訳書に基づき、設定します。

1 2. フィードバックのお願いについて

JICA では、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

第2章 特記仕様書

本特記仕様書に記述されている「脚注」及び別紙の「技術提案書にて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者が技術提案書を作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。また、契約締結に際しては、技術提案書の内容を適切に反映するため、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

第1条 調査の背景・経緯

パキスタン・イスラム共和国（以下、「当国」）は、世界第5位の人口を有し、経済成長のポテンシャルが高い一方、国内外の政情不安を背景に産業育成やインフラ整備等の経済開発が遅れている。輸出産業が未発達で外貨不足に陥りやすく、当国のマクロ経済の脆弱性は長年の課題となっている。当国政府の第5次5カ年計画（2024～2029年）では、持続的な経済成長に至る為の戦略「5Es」として、「輸出型の成長（Export-led growth）」、IT技術やAIの活用を通じた「知識・イノベーション主導の経済（Economy to be driven by knowledge and innovation）」等が掲げられ、毎年50,000人のデジタル技術・AI分野の大卒人材及び10,000社のスタートアップ（以下、「SU」）を輩出することが目標に挙げられている。AI分野は当国が特に注力する分野であり、2025年にはNational AI Policyが策定され、連邦情報技術通信省が中心となり人材育成やファンドの整備を進める計画が立てられている。しかし、現時点では、SU企業自体が合計1,114社に留まっており、当国政府が掲げる目標との間には大きな乖離がある（2026年StartupBlink）。人口25万人あたり1社しかSU企業がなく、隣国インドの21,522社、人口6万7,000人に1社と比較して企業数の少なさが顕著である。その背景には、SU企業の創出や成長を支える人材、資金、産業界、支援機関等が有機的に連携するエコシステムが十分に形成されていないことに加え、研究開発成果を事業化に繋げる仕組みが未成熟であることが挙げられる。

当国では、連邦情報技術通信省の官民連携型SU支援機関であるIgniteを中心に、各政府当局や民間企業、開発ドナー等が人材育成や企業支援にかかる取組を進めている。しかし、研究開発に基づく新規事業創出の実績は限定的であり、研究開発（R&D）や人材、インフラ等を評価するGlobal Innovation Index 2025においても、イノベーション投入（Innovation Inputs）が139カ国中124位に留まっており、基盤整備の遅れが示されている。

かかる状況下、高等教育委員会（Higher Education Commission）は、高度人材及び技術的知見の供給源として重要な役割を担う大学・研究機関において、大学発のイ

ノベーションや起業を包括的にカバーする Office of Research, Innovation & Commercialization (以下、「ORIC」) の設置を進めている。しかし、現時点で、国内 270 以上の大学のうち、98 大学に設置されているものの、多くの ORIC は人員・知見の不足や産業界・投資との連携不足といった課題に直面しており、その機能強化が求められている (2026 年 Dynamic Research Institute)。

本調査では、当国において大学を拠点としたイノベーション・エコシステムの構築に向けた現状と課題を整理するとともに、特に当国が注力している AI 分野の SU 支援に着目し、今後の JICA の協力可能性を検討する。具体的には、当国政府の政策、大学における研究開発の実施状況、産学官連携による技術移転や新規事業創出に向けた取組の現状や課題、大学による地域連携の実態についての情報収集・分析を行う。

第 2 条 調査の目的と範囲

(1) 調査の目的

本調査は、大学等を拠点とした SU エコシステムの構築に向けた今後の JICA の協力可能性を検討するため、先行して実施済みの「パキスタン国 先端産業分野民間セクター開発分野にかかる情報収集・確認調査」の成果を踏まえ、パキスタン政府の施策、技術移転機関 (TLO: Technology Licensing Organization) を含む大学等による取組の現状や課題、産学連携の現状や課題について、情報の収集・分析を行う。

調査を実施するにあたっては、上述の第 5 次 5 カ年計画及び National AI Policy においても IT 技術や AI の活用を通じたイノベーションの創出を掲げていることを踏まえ、AI 分野の SU 振興に取り組む大学等 (2 校程度) を対象に現状の把握・調査を行うほか、TLO を通じた日本の産学連携事例をパキスタンの大学等関係者に紹介する。

さらに、これらの情報収集・分析を踏まえ、JICA の今後の支援策の検討を行い、TLO を通じた産学連携促進や、産学連携の成功例を紹介することのできる日本のリソースの発掘も行う。

(2) 調査対象地域

パキスタン全土 (イスラマバード首都圏、シンド州 (カラチ) 等)

※現地調査対象地域は外務省安全情報危険レベル 2 以下の地域に実施することとし、受注者との相談のうえ決定する。

第3条 調査実施の留意事項

(1) AI 分野における大学発スタートアップ・エコシステムにかかる情報収集

本調査では、一般的な大学発スタートアップ・エコシステムにかかる情報収集だけでなく、イスラマバード及びカラチの具体的な大学を2大学程度取り上げて、現状の把握・調査を行う。対象とする大学は、上述の第5次5カ年計画及び National AI Policy においても IT 技術や AI の活用を通じたイノベーションの創出を掲げていることを踏まえ、積極的に AI 分野のスタートアップ振興に取り組んでいる大学とする。想定される大学として、イスラマバードは国立科学技術大学 (NUST) 及び同大学内に本部が設置されている AI 分野の研究開発、人材育成、産業応用の推進を行う複数大学のコンソーシアムの National Center of Artificial Intelligence (NCAI)、カラチは同コンソーシアムの傘下にある NED University of Engineering and Technology (NED UET) の2校を想定しているが、他の候補を提案することも可能。プロポーザルにて対象大学の選定根拠を説明すること。

(2) 日本のリソースの発掘³

JICA の今後の支援策の検討に際しては、TLO を通じた産学連携促進や、産学連携の成功例や知見を有する日本の大学や専門家等のリソース発掘も行い、専門家としての派遣や本邦研修の受け入れ可能性等を確認し、JICA による協力方針の検討に反映する。

(3) 日本の産学連携事例の紹介⁴

パキスタン大学等関係者や ORIC を対象に現地セミナーを開催し、TLO を通じた日本の産学連携事例を紹介する。上記 (2) にて発掘した日本のリソースを講師 (1 名を想定) として現地派遣することを想定している。JICA の今後の支援策の検討に際しては、同セミナーでの意見交換における示唆を含める。

現地セミナーの想定規模は以下のとおり。

目的	TLO を通じた日本の産学連携事例の紹介
実施回数	約 1 回
対象者	パキスタン大学等関係者や ORIC
参加者数	約 50 名/回
開催期間	約 1 日/回
実施場所	イスラマバード市内

³ 日本国内のリソースを効率的に特定するための手順やアプローチをプロポーザルで提案すること。また、現時点で想定されるリソースがあれば、プロポーザルに明記する。

⁴ JICA の協力方針を検討するうえで有効となる現地セミナーの概要案をプロポーザルで提案すること。

実施形態	対面・オンライン併用
------	------------

(4) 日本の企業・大学等との連携、及び JICA の他分野の協力との相乗効果⁵

JICA の今後の支援策の検討に際しては、中長期的な日本の企業・大学等との連携（高度人材の確保、共同研究の可能性、実証調査機会の提供、投資機会の創出等）可能性を考慮する。また、JICA がパキスタンで実施している他分野の取り組み（例：教育、保健、ジェンダー）との連携・相乗効果発現の可能性も併せて追求する。（パキスタンで実施中の案件については以下を参照：
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/files/000072270.pdf>）

(5) 関係調査の活用による効率的な調査の実施

パキスタン及び他国における既存のスタートアップ関連調査等を活用し、机上調査を含めた効率的な調査の実施と支援アプローチの導出に努める。以下は参考となる調査の事例。

- 「パキスタン国 先端産業分野民間セクター開発分野にかかる情報収集・確認調査」
- 「インドネシア国スタートアップを核とした大学発イノベーション・エコシステム構築に係る情報収集・確認調査」
- 「セルビア国スタートアップ企業の海外展開支援に係る情報収集・確認調査」
- 「タイにおけるスタートアップ・起業家支援に関するデータ収集調査」

第4条 調査の内容

(1) パキスタン国（以下「当国」）内の大学における研究開発・イノベーション創出（SU 支援含む）の実態及び課題の分析：

（調査項目）

① 当国における大学発 SU の概況⁶：

当国における大学発の SU エコシステムの概況を把握するため、国内の大学発 SU 企業数や業種、分野の傾向、一般的な資金調達状況等を確認する。

② 大学を拠点とした研究開発・イノベーション創出・産学連携（SU 支援含む）に関する政策動向及び法制度：

⁵ 日本の企業・大学等との連携、及び JICA の他分野の協力との相乗効果の具体的な検討方針プロポーザルで提案すること。

⁶ 当該専門的調査は再委託により実施することを想定し、定額での計上とする。

パキスタン政府による SU エコシステム全体における大学の位置づけ及び大学発 SU 振興に係る政府方針について把握する。また、当該方針に対応する法制度の整備状況や支援体制等の課題について分析する。

③ 各ドナーや民間企業による高等教育支援の実施状況：

各ドナー及び民間企業が実施している大学における研究開発・イノベーション創出に係る支援（特に AI 分野）の現状確認を行い、支援の重複や行き届いていない支援事項等の分析を行う。

④ 南アジア各国の大学発 SU との比較：

インド、スリランカ、バングラデシュ等の南アジア各国の研究開発・イノベーション創出の現状、グッドプラクティス、政府や民間企業等の支援、関連する制度や体制を確認する（これらの国での現地調査は行わず、机上及びオンライン面談等で得られる情報の収集を想定）。そのうえで、パキスタンと比較し、課題や強みを分析する。

（2）当国内の大学等のうち、AI 分野の研究開発・イノベーションに積極的に取り組む大学等を対象とした、施策・事業の実施状況、予算状況、体制、成果、直面している課題等に関する情報収集・分析：

対象大学における研究開発・イノベーション創出（SU 支援含む）に係る課題の分析及び解決方を検討する。検討に際し、以下の点を確認・分析する。

（調査項目）

① 対象大学から創出された大学発 SU 企業の概況⁷：

対象大学から創出された既存の SU 企業について、そのサービス・プロダクトの内容、資金調達状況等を確認する。当該 SU 企業における産学連携の取組状況や、研究データや知的財産の管理状況、ビジネス化にあたって直面している課題、さらに必要としている支援内容等について確認・分析する。また、欧米及び日系企業・大学の関与や当該 SU 企業の技術等が活用された事例の有無を確認する。

② 対象大学における研究開発・イノベーション創出（SU 支援含む）に係る施策及び実態：

特に、以下の点の確認を行い、産学連携の現状と課題を分析する。

- 対象大学の研究開発・イノベーション創出（SU 支援含む）に向けた発展戦略（知的財産戦略含む）

⁷ 当該専門的調査は再委託により実施することを想定し、定額での計上とする。

- 研究開発・イノベーション創出（SU 支援含む）に係る対象大学の自己予算及び外部からの資金獲得状況
- 研究室や ORIC、ビジネスインキュベーションセンター等の研究開発・イノベーション創出に関する部署・施設の役割と実働状況、相互の連携体制
- 以下を踏まえた SU 振興に向けた産学連携の取り組み状況と課題の分析
 - ✓ 先行技術調査、量産化の考慮、コスト試算、マーケット調査、関連法規調査、実用環境想定等、技術の実用化に向けた知見を大学が有しているか
 - ✓ 特に Ignite や NIC (National Incubation Center) 等の政府機関、投資家、産業界等の外部機関との有機的な連携体制を構築できているか
 - ✓ 外部との連携にあたり適切な研究データ・知的財産管理ができているか、戦略的な活用を行えているか

(3) パキスタンの大学関係者や ORIC を対象とし、技術移転機関 (TL0) を通じた日本の産学連携及び大学発 SU 振興事例について現地セミナー等を通じて紹介する。

(4) 当国の大学における研究開発・イノベーション創出 (SU 支援含む) の促進を目的とした JICA の今後の支援方針を検討する。支援方針の検討に際しては、パキスタンで特に AI 分野における大学発のスタートアップが促進された際、中長期的に日本企業、研究機関等との連携 (高度人材の確保、日パ大学間での共同研究、実証調査機会の提供、投資機会の創出等) の可能性があるかを考慮して検討する。また、パキスタンにおける JICA の取り組みとの連携・相乗効果発現の可能性も併せて追求する。

(5) 上記 (4) の協力において必要となる、技術移転機関 (TL0) を通じた産学連携促進や、産学連携の成功例を紹介可能な大学や専門家等の日本のリソースを発掘する。

第5条 報告書等

調査の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。このうち、本契約の成果品は1.(3) ファイナルレポートとする。「第4条 調査の内容」に示す事項及び発注者の指示に従い、遅延なく提出する。

各報告書の先方実施機関への説明、協議に際しては、事前に発注者に説明の上、その内容について了承を得るものとする。

なお、以下に示す部数は、発注者へ提出する部数であり、先方実施機関との協議、国内の会議等に必要な部数は別途用意すること。

1. 報告書

(1) インセプションレポート（製本不要）

記載事項：調査の基本方針（背景・目的・実施方針）、調査の内容・実施方法、作業計画（行程表、要員配置、手順）、作業期間、最終報告書目次案等

提出期間：調査開始後2週間以内

部数：和文（電子データで提出）

(2) ドラフト・ファイナルレポート（製本不要）

記載事項：第二回現地調査終了時点での調査結果の全体成果等。レポートの冒頭に要約をまとめ記載する。

提出期間：2027年1月中旬

部数：和文・英文（電子データで提出）、

(3) ファイナルレポート（電子媒体）

記載事項：ドラフト・ファイナルレポートに対する JICA コメントを修正のうえ、最終化・提出する。また、レポート冒頭に要約をまとめて記載する。

提出期間：成果品提出期限は契約履行期間の末日とする。

部数：和文・英文（CD-R 各2部部及び電子データで提出）

※報告書作成にあたっての留意事項

電子化（CD-R）の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

2. その他提出物

(1) 議事録等

関係機関からのヒアリングや各協議後には議事録（面談録）を作成し、都度 JICA に提出すること。

(2) パキスタン関係機関等への提出文書

パキスタン関係機関等からのヒアリングや協議、アンケート調査等に必要な資料・文書を発注者からの指示、あるいは発注者と相談のうえで作成する。パキスタン関係機関への提示にあたっては、事前に JICA に提出し確認を得ること。

(3) 収集した資料／データ

収集した情報／データは、報告書別添資料集として提出すること。

第6条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

別紙

技術提案書にて特に具体的な提案を求める事項 (技術提案書の重要な評価部分)

技術提案書の作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章「2. 技術提案書作成上の留意点」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書を参照すること。

No.	提案を求める内容	特記仕様書への該当条項
1	日本国内リソースの発掘におけるアプローチ	第3条(2)、第4条(5)
2	現地セミナーの企画	第3条(3)、第4条(3)
3	日本の企業・大学等との連携、及び JICA の他分野の協力との相乗効果	第3条(4)、第4条(4)

第3章 技術提案書作成要領

技術提案書を作成するにあたっては、「第2章 特記仕様書」に記載されている内容等を技術提案書に十分に反映させることが必要となりますので、その内容をよく確認して下さい。

1. 技術提案書作成に係る要件

本業務に係る技術提案書作成に際して、留意頂くべき要件・留意事項について、以下のとおりです。

(1) 業務の工程

「第2章 特記仕様書」を参照し、求められている業務の工程を確認してください。

(2) 業務量の目途

機構が想定する業務量の目途は次のとおりです。以下の数字は、機構が想定する目途ですので、競争参加者は、「第2章 特記仕様書」に示した業務に応じた業務量を算定してください。

(全体) 8.17 人月

(現地渡航回数：延べ 8 回)

※ 現地業務期間や渡航回数については、提案する作業計画に基づき、競争参加者が自由に提案することができますが、それらに係る経費を含む入札価格が予定価格を超える場合は落札者とならないので、ご注意ください。

(3) 業務従事予定者の経験、能力

評価対象者を評価するに当たっての格付の目安、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者：(業務主任者／〇〇 格付の目安 (2号))】

- 1) 対象国及び類似地域：パキスタン国及び全途上国地域
- 2) 語学能力：英語

※ 業務主任者が担う担当専門分野を提案してください。なお、類似業務経験は、業務の分野(内容)との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

※ 総合評価落札方式では業務管理グループ(副業務主任)は想定していません。

(4) 現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。

- 現地調査における現地関係者に対する情報収集業務（第4条（1）①及び（2）①に挙げる調査対象大学や大学発 SU 企業の取り組み状況に関するヒアリング、情報整理等）

(5) 配付資料／公開資料等

1) 配付資料

- 「パキスタン国 先端産業分野民間セクター開発分野にかかる情報収集・確認調査」報告書

2) 公開資料

- 「パキスタン・イスラム共和国 本邦 ICT 企業とのビジネスマッチングを通じた ICT 産業振興にかかる情報収集・確認調査ファイナルレポート
<https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/12366837.pdf>
- 「パキスタン国 ICT 産業連携強化プロジェクト詳細計画策定調査報告書」
https://openjicareport.jica.go.jp/007/007/007_117_1000050907.html
- 「インドネシア国スタートアップを核とした大学発イノベーション・エコシステム構築に係る情報収集・確認調査」
https://openjicareport.jica.go.jp/360/360/360_108_1000054144.html
- 「セルビア国スタートアップ企業の海外展開支援に係る情報収集・確認調査」
<https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/1000056054.pdf>
- 「タイにおけるスタートアップ・起業家支援に関するデータ収集調査」
https://www.jica.go.jp/overseas/thailand/information/topics/2026/_icsFiles/afieldfile/2026/04/09/2603_Summary_Startup_JP_disclose_v2.pdf

(6) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。

	便宜供与内容	
--	--------	--

1	カウンターパートの配置	無
2	通訳の配置	無
3	執務スペース	無
4	家具（机・椅子・棚等）	無
5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wi-Fi	無

(7) 安全管理

- 1) 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA パキスタン事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制を技術提案書に記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

- 2) パキスタンへの渡航については、JICA による事前の渡航承認が必要であるため、渡航の1か月前を目途に渡航日程案をパキスタン事務所へ提出する必要があることに留意してください。また、カラチへの渡航に際しては安全管理部によるセルフ・ディフェンス研修の受講が必須であるほか、パキスタン全土への新規渡航者はパキスタン事務所から安全管理に関するオンラインブリーフィングを受講する必要があることについて、留意してください。

2. 技術提案書作成上の留意点

具体的な記載事項や留意点について以下のとおりです。

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

業務を実施するにあたっては、後述するように、当該業務に直接的に従事する各団員の経験や能力等のもとより、コンサルタント等の法人としての業務経験、法人としての業務実施体制等も業務を円滑に実施するための重要な要件ですので、本

項目ではこれらを総合的に記述して下さい。

記述に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の「I. 1. プロポーザルに記載されるべき事項」の「(1) コンサルタント等の法人としての経験・能力」を参照してください。

*評価対象とする類似業務：類似業務経験は、スタートアップ・エコシステム振興等、業務の分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

1) 及び2) を合わせた記載分量は、10 ページ以下としてください。

3) 作業計画

上記1)、2) での提案内容に基づき、本業務は成果管理であることから、作業計画に作業ごとの投入量（人月）及び担当業務従事者の分野（個人名の記載は不要）を記述して下さい（様式4-3の「要員計画」は不要です。なお、様式4-4の「業務従事予定者ごとの分担業務内容」は記載ください）。記述に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の「I. 1. プロポーザルに記載されるべき事項」の「(2) 業務の実施方針等」を参照してください。また、様式についても、同ガイドラインの当該様式集を使用してください。

4) その他

相手国政府又は JICA (JICA の現地事務所を含む。) からの便宜供与等に関し、業務を遂行するに当たり必要な事項があれば記載して下さい。

(3) 評価対象者の経験・能力等

本件業務に業務主任者として従事する評価対象者の経験・能力等について記述して下さい。記述に際しては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の「I. 1. プロポーザルに記載されるべき事項」の「(3) 業務従事予定者の経験・能力」を参照してください。また、様式についても、同ガイドラインの当該様式集を使用してください。

(4) 技術提案書の形式等

技術提案書を提出する場合の体裁等は、以下のとおりとしてください。

1) 形式

技術提案書は、A4判（縦）、原則として1行の文字数を45字及び1ペ

ージの行数については35行を上限として下さい。関連する写真等を掲載する場合には、目次の前として下さい。

3. 経費積算に係る留意事項

本業務に係る経費を積算するにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(1) 報酬について

本件業務については、「紛争影響国・地域における報酬単価の加算」の対象としますので、月額報酬単価の上限額が加算されます。「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」の「別添資料2：報酬単価」より、「紛争影響国・地域における報酬単価（月額上限額）」を参照してください。

(2) 本案件に係る業務量の目途

上記1. (2) に記載している機構が想定する業務量の目途を参照して下さい。

(3) 別見積

以下の費目については、入札金額には含めず、別見積書として作成し、「第1章 入札の手続き」の「6. (2) 提出方法」に基づき提出してください。下記に該当しない経費については、別見積として認めず、提案者負担とします。

- ・直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの

(4) 定額計上について（該当する□にチェック）

本案件は定額計上があります（3,600,000円（税抜））。

以下の費目を定額計上とします。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、技術提案書の提出時の見積には含めないでください。

定額として計上する経費は契約開始後に内容を確定します。精算報告の対象となり、証拠書類に基づいて実費精算します。

	対象とする経費	該当箇所	金額（税抜き）	金額に含まれる範囲	費用項目
1	安全対策経費		2,100,000 円	防弾車借上費	
2	現地再委託費（現地）		1,500,000 円	現地調査における現地関係者に対する情報収集業務 （調査対象大学や大学発 SU 企業の取り組み状況に関するヒアリング、情報整理等）	

（５）旅費（航空賃）について現地調査

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃、及びやむを得ない理由によりキャンセルする場合の買替対応や変更手数料の費用（買替対応費用）を加算することが可能です。買替対応費用を加算する場合、加算率は航空賃の 10%としてください（首都が紛争影響地域に指定されている紛争影響国を除く）。

（６）ランプサム（一括確定額請負）型の対象業務

本業務においては、「第 2 章 特記仕様書」で指示したすべての業務を対象としてランプサム（一括確定額請負）型の対象業務とします。

（７）その他留意事項 カラチ市内における宿泊については、安全管理対策上の理由から JICA が宿泊先を指定することとしているため、宿泊料については、一律 16,000 円／泊として計上してください。カラチでの滞在日数は延べ 56 日程度を想定しています。また、滞在日数が 30 日又は 60 日を超える場合の逡減は適用しません。

以上

別紙：技術提案書評価配点表

技術提案書評価配点表

評価項目	配点
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)
(1) 類似業務の経験	6
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)
ア) 各種支援体制 (本邦/現地)	3
イ) ワークライフバランス認定	1
2. 業務の実施方針等	(70)
(1) 業務実施の基本方針、業務実施の方法	65
(2) 作業計画等	(5)
ア) 要員計画	-
イ) 作業計画	5
3. 業務従事予定者の経験・能力	(20)
(1) 業務主任者の経験・能力	(20)
1) 業務主任者の経験・能力: <u>業務主任者/〇〇</u>	(20)
ア) 類似業務等の経験	10
イ) 業務主任者等としての経験	4
ウ) 語学力	4
エ) その他学位、資格等	2